

養育費について

◆養育費の支払いは、親としての義務です。

離婚により、子どもと離れて暮らすこととなった親も親であることに変わりはありませんから、自分と同じ水準の生活ができるようにする強い義務（生活保持義務）があります。子どもに対し、親としての経済的な責任を果たし、子どもの成長を支えることは、とても大切なことです。

◆養育費の取り決めは書面で行いましょう。

養育費の額、支払い方法など、できるだけ具体的に取り決め、内容を書面に残しておきましょう。また、支払われない場合に強制執行の申立てができるよう文書にしておくことをお勧めします。

養育費は、離婚時に取り決めができなくても、未成年子である間は、いつでも取り決めが可能です。また、事後的な事情の変更がある場合は、取決めた養育費の額の変更を求めることができます場合があります。

◆法定養育費について

令和8年4月以降、養育費の取り決めがなくても、法定養育費(子ども1人につき、2万円)を請求することができます。

養育費確保サポート事業

(宇部市子ども政策課 TEL34-8331 FAX22-6051)

養育費に関する公正証書等の作成や強制執行の申立てに必要な費用を補助します。※「ひとり親家庭等相談窓口」での事前相談が必要です。【要予約】

①弁護士による法律相談（相談時間：1回30分 ※オンラインでの相談可）

養育費にかかわる問題について、法律相談が無料で受けられます。

②公正証書、調停・審判申立費用の補助

- ・対象者：養育費に関する公正証書等を作成された方
- ・補助対象：公正証書の取り決めに係る公証人手数料など
家庭裁判所の調停、審判申立に要する収入印紙代など

③強制執行申立費用の補助

- ・対象者：養育費の取り決めについて、公的書類(債務名義)をお持ちの方
- ・補助対象：強制執行申立にかかる弁護士等の着手金
強制執行申立に要する収入印紙代、予納郵便切手代など

④調停手続きの案内

山口家庭裁判所と市役所をオンラインでつなぎ、家事調停(離婚、養育費請求など)に関する制度説明や手続き案内が受けられます。